

令和二年政令第四十五号

新型インフルエンザ等対策特別措置法附則
第一条の二第一項の政令で定める日を定め
る政令

内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法
(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二
第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第
一条の二第一項の政令で定める日は、令和四年
一月三十一日とする。

附則

この政令は、新型インフルエンザ等対策特別
措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第
四号)の施行の日から施行する。

附則 (令和三年一月七日政令第二号)

この政令は、公布の日から施行する。